

大阪国際がんセンター不正行為防止計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程第13条及び大阪国際がんセンターの研究活動における不正行為への対応等に関する規程第9条に基づき、不正使用防止計画の推進並びに公正な研究活動の推進及び研究者等による不正行為を防止するため、不正行為防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次の掲げる事項を扱う。

- (1) 不正使用防止計画に基づく業務の運営及びその推進に関すること。
- (2) 公正な研究活動の推進及び研究活動における不正行為の防止に関すること。
- (3) その他不正使用防止計画及び公正な研究活動の推進に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) がん対策センター所長
- (3) 研究所長
- (4) 次世代がん医療開発センター所長
- (5) 臨床研究センター長（統括管理責任者）
- (6) 事務局長
- (7) その他総長（最高管理責任者）が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(報告)

第6条 委員長は、審議等の結果を総長に報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、臨床研究センター治験臨床研究管理室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。